

# 放課後等デイサービス ノスリ

## ハラスメント防止方針

### 1. 目的

本事業所は、職員及び利用者等に対するあらゆるハラスメント行為を防止し、安心・安全な事業運営環境を確保することを目的とする。

### 2. 定義

本方針における「ハラスメント」とは、セクシュアルハラスメント、パワー・ハラスメント、マタニティハラスメント、その他人格や尊厳を傷つける一切の行為をいう。

### 3. 基本方針

- 事業所内外を問わず、全てのハラスメント行為を容認しない。
- 職員は互いの人格・人権を尊重し、適切な言動に努める。
- 利用者及びその保護者に対しても、同様に安全かつ尊厳を守る対応を行う。

### 4. 防止体制

- 事業所内にハラスメント防止責任者を置き、相談窓口を設置する。
- 職員に対し、定期的にハラスメント防止に関する研修を行う。

### 5. 相談・対応

- ハラスメントに関する相談を受けた場合は、速やかに事実確認を行い、適切に対応する。
- 相談者及び関係者のプライバシー保護に努め、相談を理由とする不利益な取扱いを禁止する。

## **6. 懲戒等**

ハラスメント行為が確認された場合は、就業規則等に基づき、厳正に対処する。

---

## **7. 周知**

本方針は全職員に周知するとともに、事業所内に掲示する。

---

作成日：令和6年4月1日

以上